

非常変災発生等緊急時の対応について

1 臨時休校となる警報

- | | | | |
|---------|---------|----------|-------|
| ①暴風警報 | ②大雨警報 | ③暴風雪警報 | ④洪水警報 |
| ⑤暴風特別警報 | ⑥大雨特別警報 | ⑦暴風雪特別警報 | |

2 前日に警報等の発表が明らかに予想される場合

教育委員会の判断のもと、警報の発表の有無に関係無く臨時休業とします。
※前日午後5時を目途に、ミマモルメによるメール、もしくは電話にて各家庭に連絡します。

3 登校前に上記の警報が発令された場合の対応

(1) 午前7時現在

尼崎市及び尼崎市を含む地域に
上記の警報が発令されている場合



『**自宅待機**』とします。

(2) 午前9時までに（9時ちょうどを含む）

上記の警報が解除されたり、
注意報に変更された場合



給食は実施しますので、登校後は通常通りの授業を行います。解除された時点で、安全に注意して登校してください。

(3) 午前9時現在

上記の警報が継続している場合



『**臨時休校**』とします。

4 登校後に上記の警報が発令された場合の対応

上記の警報が発令された場合



状況を判断しながら、原則として教職員等が付き添って『**地区別集団下校**』をします。詳しくは、「登校後の非常変災発生等緊急時の対応について」をご覧ください。

5 その他

- 警報発令に係る臨時休業の場合、学校からミマモルメ等でお知らせすることはありません。各家庭で警報発令のご確認をお願いします。
- 報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の情報で「尼崎市」が含まれているかご確認ください。
- 豪雨や激しい落雷、インフルエンザ等伝染病、大地震、大災害などが発生した場合、適宜、臨時休校、集団下校、学校待機等の対応を行う場合があります。
- 急な下校をする場合がありますので、緊急時の帰宅場所、待ち合わせ場所等についてご家族で話し合っておいてください。
- 前日又は当日の午前7時の時点で、教育委員会が臨時休業と判断した場合に限り、ミマモルメ等で連絡いたします。（尼崎市のホームページにも掲載されますので、あわせてご確認ください。）



(市のHPのQRコード)